

介護サービス計画等作成のための要介護認定等資料情報提供に関する Q&A

令和6年3月28日

Q	申請書の提出先はどこですか？													
A	富士市役所4階 介護保険課です。 会議等に同席した市職員経由での提出はご遠慮ください。													
Q	申請した資料はいつもらえますか？													
A	提出した日から3開庁日後の午前11時以降です。 (例) 4月5日(金)に申請 4月10日(水)午前11時以降に受取可													
Q	申請書を郵送で提出できますか？また資料の受け取りも郵送でできますか？													
A	可能です。 申請書の郵送先は、 〒417-8601 富士市永田町一丁目100番地 富士市役所介護保険課 認定担当 です。 資料の受け取りも郵送にて行うことができます。申請時に切手貼付のうえ宛名を記入した返信用封筒を同封してください。申請書の受付から3開庁日後の午後に返送します。													
Q	申請書に不備があった場合はどうなりますか？													
A	申請書に不備があった場合の対応は次の通りです。 ○対象者欄の不備													
	<table border="1"> <tr> <td>被保険者番号が4桁以上異なる</td> <td>電話確認し開示</td> </tr> <tr> <td>被保険者番号が1～3桁異なる</td> <td>氏名と生年月日が正しければ開示</td> </tr> <tr> <td>氏名が異なる</td> <td>電話確認し開示</td> </tr> <tr> <td>氏名の漢字の軽微な誤り</td> <td>被保険者番号と生年月日が正しければ開示</td> </tr> <tr> <td>生年月日が異なる</td> <td>被保険者番号と氏名が正しければ開示</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">認定年月日が異なる</td> <td>交付日の誤記入と思われる場合は直近の認定資料を開示</td> </tr> <tr> <td>それ以外の日付が記入されている場合は電話確認し開示</td> </tr> </table>	被保険者番号が4桁以上異なる	電話確認し開示	被保険者番号が1～3桁異なる	氏名と生年月日が正しければ開示	氏名が異なる	電話確認し開示	氏名の漢字の軽微な誤り	被保険者番号と生年月日が正しければ開示	生年月日が異なる	被保険者番号と氏名が正しければ開示	認定年月日が異なる	交付日の誤記入と思われる場合は直近の認定資料を開示	それ以外の日付が記入されている場合は電話確認し開示
被保険者番号が4桁以上異なる	電話確認し開示													
被保険者番号が1～3桁異なる	氏名と生年月日が正しければ開示													
氏名が異なる	電話確認し開示													
氏名の漢字の軽微な誤り	被保険者番号と生年月日が正しければ開示													
生年月日が異なる	被保険者番号と氏名が正しければ開示													
認定年月日が異なる	交付日の誤記入と思われる場合は直近の認定資料を開示													
	それ以外の日付が記入されている場合は電話確認し開示													
	○委任状欄の不備													
	<table border="1"> <tr> <td>代筆の場合で本人との関係が未記入</td> <td>電話確認し親族など適切な代筆者であれば開示</td> </tr> <tr> <td>その他の不備</td> <td>非開示</td> </tr> </table>	代筆の場合で本人との関係が未記入	電話確認し親族など適切な代筆者であれば開示	その他の不備	非開示									
代筆の場合で本人との関係が未記入	電話確認し親族など適切な代筆者であれば開示													
その他の不備	非開示													
	※非開示となった場合に申請書の返却は行いません。改めて申請書の提出をお願いします。													
Q	資料の受け取りは誰でもできますか？													
A	提供対象事業所の職員もしくは提供対象事業所と同法人の職員のうち、社員証や職員証等を持参した方にのみお渡しが可能です。 ※社員証等には、法人名(又は事業所名)・法人印(又は事業所印)・職員氏名の3点が記載されている必要があります。													
Q	申請者欄の担当者氏名は、誰を記入すればいいですか？													
A	申請する被保険者の介護サービス計画等の作成者の氏名を記入してください。													

Q	申請書に記入する認定年月日はどのように確認すればいいですか？
A	介護保険被保険者証の認定年月日、結果（変更・却下）通知書の認定（変更・却下）年月日で確認することができます。 ※介護保険被保険者証の交付年月日ではありませんのでご注意ください。 ※区分変更却下となった際の資料を希望する場合は、必ず却下年月日をご記入ください。
Q	申請書の被保険者本人同意欄は、本人以外が記入してもいいですか？
A	原則として、本人以外の署名は無効です。 ひらがなやカタカナ、枠からはみ出しても構いません。 ※署名の偽造は違法です。絶対に行わないでください。
Q	被保険者が、身体の状態により署名できない場合はどうすればいいですか？
A	被保険者本人が執筆不可能な場合は、本人の意思を確認していただいたうえで、親族による代筆が可能です（6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）。 代筆する場合は、代筆した方の署名、本人との関係も記入してください。
Q	被保険者に代わって同意欄を記入する場合は、本人署名は不要ですか？
A	必要です。 代筆の場合は「本人署名の代筆」「代筆者の署名」「本人との関係」すべて記入してください。
Q	代筆をお願いする親族がない場合はどうしたらいいですか？
A	事前に介護保険課認定担当へご相談ください。 考慮すべき事情がある場合には、親族以外の代筆でも受付します。 （申請書の余白に、親族以外が代筆した理由と、認定担当の誰に相談したのかを記入しておいていただくと受付がスムーズです。）
Q	亡くなった方の情報提供は受けられますか？
A	令和6年4月1日から提供可能となります。 ただし、介護報酬の請求を目的とする申請に限ります。 ※被保険者本人が署名することはできませんので、生前の本人の同意に基づき、相続人が「本人署名の代筆」「代筆者の署名」「本人との関係」を記入してください。
Q	自立（非該当）となった際の情報提供は受けられますか？
A	提供できません。 自立（非該当）の場合は、被保険者本人もしくは親族からの申請のみ可能です。
Q	事業所等ではなく、被保険者本人や親族が審査会資料の開示を求める場合にも、同じ様式を使えますか？
A	使用できません。 介護サービス計画等作成のための要介護認定等資料情報提供申請書は事業所向けの申請書です。 被保険者本人や親族が介護認定審査会で使用された資料の開示を希望する場合には、別様式での申請となります。詳しくは介護保険課認定担当までお問い合わせください。